

東かがわ市告示第 23 号

東かがわ市地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金支払要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金支払要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号。以下「国要綱」という。）に基づき、国が東かがわ市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）に対して交付を決定した地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下、「補助金」という。）について、東かがわ市が協議会に代わり、補助金を受領し、事業者に支払う際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、協議会が実施する国要綱に基づく補助事業の実施主体となる交通事業者（以下「事業者」という。）とする。

(補助金の受領)

第 3 条 市長は、協議会に代わり、国から交付される補助金を受領する。

(補助金の支払い)

第 4 条 事業者は、国が協議会に対して補助金の交付決定をしたときは、市長に対して地域内フィーダー確保維持費国庫補助金支払請求書（別記様式）により、補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領し、国から当該補助金を受領したのち、速やかに事業者に対し、当該補助金を支払うものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

東かがわ市長 様

法人名
住所
代表者氏名

地域内フィーダー確保維持費国庫補助金支払請求書

国から東かがわ市地域公共交通活性化協議会に対し、令和 年 月 日付 第 号
で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額 金 円
2. 受取人 住所
(口座名義) 氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預金種別
5. 口座番号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること